

平成23年度第1回行財政改革審議会会議録

日 時

平成23年4月27日(水)午後2時00分～午後4時30分

場 所

流山市役所 第1庁舎3階 庁議室

出席委員

籠委員、櫻井委員、洞下委員、古内委員、小口委員、金子委員、大輪委員、井上委員、上平委員、近藤委員、寺澤委員

傍 聴 者

なし

欠席委員

井原委員、林委員、小嶋委員、田中委員

事 務 局

染谷総合政策部長

山田行政改革推進課長、浅水行政改革推進係長、秋元主査、高野主事
安井財政調整課長、秋元課長補佐、大塚副主査

議 題

平成23年度諮問について
市の財政状況について

議事内容

別添議事録のとおり

添付資料

- ・「財政状況・財政白書に係る質疑応答」
- ・平成23年度諮問書
- ・資料1「年間活動予定」
- ・「主要財政指標の算出式」
- ・「平成21年度決算状況」
- ・「市町村財政比較分析表」(平成21年度普通会計決算)
- ・「平成21年度浦安市決算公告」

議事録（概要）

（井上会長）

開会宣言

本日の議題は、「平成23年度諮問について」、「市の財政状況について」を予定しているが、本日の進行スケジュール等について事務局から説明をお願いしたい。

（部長挨拶）

市長選挙が終わり、井崎市長が3期目に入ることとなった。市長マニフェストの中では、更なる改革とイノベーションを謳っていることから、行財政改革審議会への期待と役割は、更に高まっていくものとなるので、今年度も闊達な審議をお願いしたい。

（事務局）

議題の「平成23年度の諮問について」は、市長からの答申となるので、後程、市長到着次第に行うこととしたい。従って議題の「市の財政状況について」を先行していただきたい。

（井上会長）

では、議題「市の財政状況について」を進めることとしたい。前年度の第9回行財政改革審議会で配布された「財政白書」について、各委員から質問等を事務局へ寄せていただいたところである。本日は、各委員から寄せられた質問等に対する回答を中心に事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

「市の財政状況について」は、財政部財政調整課から説明することとしたい。

（財政調整課）

「財政白書」は、平成21年度決算分で2回目となる。前回の白書に対して、「難しい」という意見が多数寄せられたことから、分かりやすい表記に改め、リニューアルを行った。白書に沿って説明しようと思ったが、委員の皆様がかなり熟読されて多くの質問や意見等を寄せていただいていることから、事前にいただいた質問等に沿って、ページ順に説明することとしたい。

（別紙「財政状況・財政白書等に係る質疑応答」のとおり）

(井上会長)

市長が到着したので、ここで議題の「平成23年度の諮問について」に入ることとしたい。

(井崎市長)

～市長からの諮問～

(別紙「諮問書」のとおり)

これまでは、ムダを見直すしくみを築くこと、効率的な運営を目指してきたが、これからは、個々の職員が持っている潜在能力を引き出す管理職のマネジメント能力が非常に大切となってくると考えている。「各部局長の仕事と目標」を4年前からはじめているが、部局長のマネジメント能力が高まるように皆様の意見と助言を是非賜りたい。

市長退室

(事務局)

議題2の残りの質疑に対する回答については、財政調整課からペーパーで各委員に送付することとしたい。

(井上会長)

事務局から財政調整課に今後の「財政白書」作成にあたって次の事項について留意いただくように伝えていただきたい。

「度数」と記載されていたり、「割合」と記載されていたり、表現の統一等については次回から注意し、読みやすさの工夫に努めていただきたい。

また、白書の43ページや44ページには、他市との比較を掲載しているところがあるが、どうしてそういう結果になったのかといった分析や推測が記載されていない。他市が優れている理由が分かれば、流山市も真似をすれば、数値が追いつくことが可能なものなのか、努力しても追いつくことが無理なものなのかも見えてくる。今後可能であれば、そういった背景や理由についての分析を記載していただきたい。

(上平委員)

浦安市の「決算公告」のように、全体像(数値)を示したものを白書の冒頭に組み入れていただきたい。先にマクロを示して、その後から説明に入る構成に改めていただくと、読みやすくなり理解が高まると思われる。

(古内委員)

白書の「はじめに」のところに、「市民の皆様が議論する際に活用していただきたい」とあるが、実際今回の審議会での質疑が物語るようにこの白書を読んだだけでは、市民は理解できない。作成担当課職員と意見交換を行って初めて、市民は理解でき、それから活用に至っていくこととなるので、「活用していただきたい」のであれば、理解を深める工夫が必要であろう。

(近藤委員)

前回よりも今回の方が、内容が混沌としていて見にくく感じられる。もっと簡素化してはどうか。

(上平委員)

白書を完成させる前のドラフト版の段階で、当審議会など市民に対して、「これでわかりますか」といった確認の機会を設けてから最終的な作成に入ってはどうか。そういったプロセスの見直しを行なわないと、市民には議論はもちろんのこと理解もできない。

(井上会長)

例えば、「市民の皆様からお預かりした税金を」など、謙りすぎる表現があって違和感を持ちながら読むこととなる。もっと普通の表現で十分である。

(寺澤委員)

多色刷りなどして見やすさの工夫はされているが、用語が分かりにくい。用語解説を設けているのだが、それでも分かりにくい。分かりやすく作るとしてもどのレベルまで落とすのかという問題もあって、作成にあたっては、今後も苦勞が絶えないと思われる。

(近藤委員)

プライマリーバランスのことについて質問している委員が非常に多いということは、

その大切な部分についての説明が不十分であることの証である。市民が市の財政を論じるにあたっては、プライマリーバランスについての情報が大切になるのだから、十分な情報提供と解説を掲載されたい。

(井上会長)

議題1に戻ることにしたい。先ほど市長からの諮問と意見交換がなされましたが、諮問事項について改めて事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

市長の諮問の概略ですが・・・“各部が所管する施策に係る課題と取り組み、そして「行財政経営戦略プラン」に係る改革の取り組みと目標について、各部局長のマネジメント力に結びつく意見をいただきたい”ということでした。

庁内分権を推進していくためにこれからは、各部局長のマネジメント能力の醸成が必要と認識している。自治体の管理職としてマネジメントで大切なものとして2つあると考える。

1つ目は、PDCAにおいて「立派なCを作り上げて終わり」ではなく、「C」を「A」にいかにして繋げるか、次の「P」として何を設定するか。

2つ目は、経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」をどのように効率的に動かしていくか、また、そのタイミングを逃さないように注意を払っていくか。

以上2つについて、部局長が組織の長としてのリーダーシップを発揮し、組織内の活性化を図る必要があると認識している。

今年度から「部局長の仕事と目標」のリニューアルを行なったところである。委員の皆様には、それぞれの部局長自らが設定した取り組みと目標について確認いただき、部局長のマネジメント力の向上に結びつく意見として助言やヒントを中心にご審議を賜りたい。

(井上会長)

事務局の説明について質問があれば伺いたい。

質問なし

(井上会長)

諮問事項に対する審議の進め方やスケジュールについて事務局から説明をお願い

いしたい。

(事務局)

審議の進め方ですが、部局の総数は、行政委員会を含めて20部ありますので、審議時間等を考慮すると、説明したように2グループに分かれていただき、それぞれ5部局合計10部局長とのヒアリングを実施していただくことが適当と思われる。部長が説明者として出席し、皆様から助言をいただくという形を想定している。

ヒアリングは、6月上旬から8月にかけて1グループ3部局、2グループで6部局を行なっていただき、8月下旬に中間報告として、市の最高責任者に対して部局長のマネジメント力についての感想や意見を伝えていただく機会を設けることを予定している。

(井上会長)

ここまでの説明に対して質問があれば伺いたい。

質問なし

(井上会長)

対象部局の選定、スケジュールについて事務局からの説明をお願いしたい。

(事務局)

資料1に沿って説明したい。審議は2グループに分かれていただき、それぞれ5部局合計10部局長とのヒアリングを実施していただくことが適当と思われる。グループ編成は後ほど行い、グループごとに分かれてグループ会議(ヒアリング候補日)の日程を決めていただきたい。

現在、全ての部局長は、「各部局長の仕事と目標(当初設定)」を作成しているところであり、ゴールデンウィーク明けには、各委員宛に「部局長の仕事と目標(当初設定)」のドラフト版を送付する予定である。

各委員においては、そのドラフト版に目を通し、5月18日(水)頃を目途に「ヒアリング対象部局」を選定し、事務局へ送付いただきたい。

5月中下旬にかけて、「仕事と目標」に基づいた市長・副市長と部局長のヒアリングが行なわれ、その後帳票が確定する予定であり、確定したものは改めて送付することとしたい。

5月下旬に正副会長と両グループのリーダー、サブリーダーで構成する「リーダー会議」を開催し、委員の希望する部局を集計したものを基にグループごとの対象部局を決定していただく予定である。

6月上旬に第2回審議会(全体会議)を開催し、監査法人トーマツを交えて、対象部局とのヒアリングの進め方などについて認識を共有していただく予定である。

そして、6月から8月上旬にかけてグループごとにヒアリングを実施し、8月中下旬に開催する第3回審議会(全体会議)で中間報告に向けた意見の整理を行っていただく予定である。その直後(8月下旬から9月上旬)にリーダー会議を再び開催し、中間報告を仕上げていただく予定である。

9月中旬に、第4回審議会(全体会議)を開催し、6部局についての中間報告を提出いただく予定であり、その際には、市長・副市長との意見交換の場を設けたいと考えている。ここまでが前期の分と考えていただきたい。

10月から各部局長は、「仕事と目標(中間報告)」の作成に入ることになる。

11月中旬から12月中旬にかけて、残りの4部局についてグループごとにヒアリングを実施していただく予定である。

12月中旬に第5回審議会(全体会議)を開催し、答申に向けた意見の整理を行い、1月中旬に開催する第6回審議会(全体会議)において、市長への答申と意見交換を行っていただく予定でとなっている。

以上が今年度の当審議会の活動スケジュールである。

(井上会長)

事務局の説明について質問があれば伺いたい。

質問なし

(会長)

事務局からの話の中にもあったように、審議体制は2グループに分けるのが適当ではないか。グループ分けについて事務局から提案があれば伺いたい。

(事務局)

昨年度は、学識経験者、公益団体代表者、公募市民のバランスがうまく取れたグループ編成だったので、今年度も引き継いではいかがか。

(会長)

去年のグループ割りを教えていただきたい。

(事務局)

Aグループ:井上委員、籠委員、林委員、洞下委員、櫻井委員、古内委員、
近藤委員

Bグループ:金子委員、井原委員、小嶋委員、小口委員、大輪委員、
上平委員、寺澤委員、(田中委員)

(井上会長)

去年のグループでいかがか。

全委員賛成

(井上会長)

では、今年も同じグループで進めることとしたい。

それでは、この後グループごとに分かれて、「リーダーとサブリーダー」、8月までの3回の「ヒアリング候補日」を決めて事務局に報告いただきたい。

～グループに分かれて打ち合わせ・調整～

～リーダー、サブリーダー、ヒアリング候補日を事務局へ報告～

(グループ会議等の日程については、9ページを参照)

(井上会長)

次回、第2回審議会開催日について、事務局から連絡いただきたい。

(事務局)

先ほども説明したが、第2回審議会は6月上旬に開催し、監査法人トーマツを交えて、対象部局とのヒアリングの進め方などについて認識を共有していただく予定である。その後3回のグループ会議を経て8月下旬頃第3回審議会を開催していただきたいと考えている。

～日程調整～

第2回、第3回審議会の日程が決定

(日程については、後段を参照)

(井上会長)

それでは、以上で第1回行財政改革審議会を閉会します。

以上

平成23年4月27日

流山市行財政改革審議会

会長 井上 菊夫

前期(8月まで)の審議会等の開催日時 / 開催場所

審議会

第2回 平成23年6月 6日(月)午後2時から / 市役所第2庁舎3階 306会議室

第3回 平成23年8月26日(金)午後(次回調整) / 市役所第1庁舎3階 庁議室

グループ会議(ヒアリング)

リーダー： 、サブリーダー：

Aグループ(洞下委員、 桜井委員、籠委員、林委員、古内委員、井上委員、近藤委員)

平成23年6月27日(月)午後2時から / ケアセンター4階第1研修室

平成23年7月20日(水)午後2時から / 市役所第1庁舎3階庁議室

平成23年8月10日(水)午後2時から / 市役所第2庁舎3階304会議室

Bグループ(寺澤委員、 金子委員、井原委員、小嶋委員、小口委員、大輪委員、上平委員)

平成23年6月27日(月)午後2時から / ケアセンター4階第2研修室

平成23年7月15日(金)午後2時から / 市役所第1庁舎3階庁議室

平成23年8月 8日(月)午後2時から / 市役所第2庁舎3階304会議室

リーダー会議 (井上委員、金子委員、洞下委員、桜井委員、寺澤委員)

平成23年5月24日(火)午後2時から / 市役所第1庁舎3階庁議室

平成23年8月29日(月)午後2時から / 市役所第2庁舎3階304会議室

質問 ページ	委員からの質問内容	財政調整課による回答内容
9	P.9では交付金、その他の箇所では(例えば、p.12)では補助金となっているが、その違いは何か。いずれにせよ統一した方が良い。	正確には、白書23ページの表をご覧くださいようお願いします。 国庫支出金、県支出金、その下の細かい仕分けとして、国庫負担金、国庫補助金、委託金と分かります。先ほどのご質問にお答えした歳出の負担金補助及び交付金の仕分けと基本的には一緒になります。 これに対して、交付金は地方交付税交付金とその下に交付金として記されているものが該当します。 白書11ページの表現は国庫からの支出金・交付金などとすべきでした。他の表現も含め精査します。
13	収入の表の年度が20,21年となっているが、他は21,20年となっている。統一した方が良い。	今後、統一します。
16	将来負担比率について、将来にわたって払う経費の内容と、何年分を想定するのか。	白書57ページ 当日配布資料の6ページとおりです。 ～財政健全化法により始めて導入されたストックに対する指標～ 本日配布の追加資料「主要財政指標の算出式」の6ページに具体的な計算式を入れております。一番上に書いてあるとおり、当該地方公共団体の一般会計等：決算統計で言うところの普通会計が該当しますが、それにのみならず、特別会計や公営企業会計、一部事務組合などの連結対象の団体を含めた現段階での借金の残高や、職員の退職手当、将来支払いの確定している負担金などを含めた現時点での借金の重さを指標化したものです。 具体的な算式その下に定義式を記載しましたが、将来負担額からその負担に充当可能な基金残高や、特定財源の見込み額、普通交付税の計算に算入される市債の償還元利金を差し引いた借金残高が、標準財政規模、これは同じ資料の2ページを見ていただきたいが、標準的な状態で地方公共団体に通常収入されるであろう経常一般財源(都市計画税を除く市税に譲与税、普通交付税、臨時財政対策債の発行可能額を足した額)に対しどの程度の割合になっているのかを指標化したものです。 言葉は悪いですが、指標算定の年度末に流山市が経営破たんした場合に、その段階で残る借金の残高が1年間の収入に対しどの程度の規模になるかを表すものです。つまり借金の返済能力を指標化したものです。100%なら1年間で返済可能との意味です。健全化法では、350%をイエローカードとしていますが、白書16ページをご覧くださいお分かりのように、本市の場合は、49.9%となっており、標準財政規模の5割程度の借金の重さであるという状況です。 この指標は、借金とそれを相殺できる基金の残高両方のバランスの上に、返済能力を指標化している訳ですので、非常に重要な指標の一つであると考えます。白書57ページに近隣市の指標を掲載しております。中には浦安市の様に、潤沢な財政調整積立基金を有しているため、この指標がマイナスとなる団体もありますが、現在の本市の比率自体は、十分健全であると認識しています。
17	【課題あるいは問題点】 自主財源の増加の図ること。	一番大切なことであって、後期基本計画で定めた「子育てにやさしい」、「安心安全の」、「良質で元気な」、「地球環境にやさしい」、「健康長寿社会の」という5つのまちづくりの基本方針を実現することにより、人にも企業にも選んでいただける街を目指して、全庁一丸となってさまざまな事業を展開して、自主財源の増加を図っていく必要があると考えます。
17	人件費の削減については、職員一人当たり及び人件費総額の年度別推移、物件費の中に含まれる人件費総額年度別推移、退職給与引当金等、人件費に関する総合的情報を報告すべきである。	第1部はこれまでの現金主義に基づく各種統計結果に基づき作成しています。性質別経費については、全国一律の「地方財政状況調査(決算統計)」による結果を用いており、その仕分けでは、臨時職員の賃金や委託料に含まれる人件費は、物件費とされているため変更はできません。財政白書において本市のみ異なる仕分けで作成し直すことは、できなくないが他市との比較ができなくなるため変更は考えていません。 第2部の新公会計制度による分析においては、臨時職員の賃金は人件費に含んでいますが、委託料中の人件費までは仕分けしていないため、各市との比較の上でも考えていません。 年に1回、「人事行政の運営状況の公表」として広報で職員の任用、給与、勤務時間、分限、懲戒、服務、研修、勤務成績の判定などについて詳しく公表しています。公表の範囲は、掲載時期、紙面の都合もあるので、どの程度表示可能かは検討します。 ちなみに平成21年度決算における一人当たりの給与と費は693万円となっています。
17	各特別会計及び水道事業債を含んだ(単体決算)の市債残高、年度別推移を表示すべきではないか。	白書42ページに記載していますが、白書17ページのようにピックアップして載せることとし、内容についても検討します。
17	自主財源の確保;法人税収入の減少や固定資産、都市計画税の増加等、正確な実態を論ずべきである。	白書25ページに記載していますが、白書17ページのようにピックアップして載せることとし、内容についても検討します。
18	人件費の削減(5億9千6百万円)も前述の人件費総額の年度別推移が無い為、削減額の算出根拠が実質の削減なのか、想定上の削減か、不明である。	実質の削減と想定上の削減を合算したものととなっています。 実質の削減分は、退職者の不補充によるもので、平成20年度末の退職職員55名に対する平成21年度職員採用数46名の人件費の差額分2億7千5百万円がこれにあたります。 想定上の削減分は、定年年齢の見直しによるもの1億1千8百万円と給与構造改革による給与票の切り替えによるもの1億3千5百万円となっています。 したがって、人件費削減額約6億の半分は実質の削減、半分は想定上の削減となっています。

質問 ページ	委員からの質問内容	財政調整課による回答内容
20	全会計の収支結果；水道事業会計について何の説明も、コメントも記載がない。	今後配慮します。
22	1. 予算の補正はその年度内にすることが出来るのか 2. 平成20年度に繰越金が大幅に減少した数字面での裏付けが無い	白書11ページにあるように補正予算の機会があります。 上のグラフの要因のみを補足したものです。参考までに、平成20年度の数字は白書23ページのとおり、約10億7千万円です。平成19年度は白書には入れていませんが、約22億9千万円です。繰越金が約10億円削減しました。削減した理由は、執行残額を他の事業の実施に充てたこととなります。
22	随所に出てくる、「定額給付金」の説明が無い。財政用語の一覧に記載してはどうか。	今回は、気をつけます。麻生内閣により、平成20年度第2次補正予算で成立した国の政策。財源は財政投融资特別会計からの繰入金。一人当たり1万2千円。ただし、65歳以上及び18歳以下は2万円。平成21年度に事業繰越されて実施されました。
23	21年度歳入は基金5億取崩し、他方公債5億増額により計10億の改悪となったと解釈して良いのか。	歳出側も合わせて考えないといけません。白書27ページに記載しましたが、特例債である臨時財政調整債は、平成20年度も平成21年度も12億円とほぼ同額であるため、市債の増加5億円は全て事業債です。市債の発行に見合う事業を実施しているという意味です。 一方基金については、特定目的基金の取り崩しは事業実施が前提であり、財政状況の悪化を議論する場合は、財政調整積立基金の取り崩しについて議論すべきです。財政調整積立基金の残額については、白書39ページの表から読み取っていただくこととなりますが、平成20年度の取り崩し額は、平成19年度末の41億円から平成20年度末の37億円を差し引いた4億円から、平成21年度には2億7千万弱に取り崩しを減らしているため、悪化とは考えていません。
24	固定資産税(80億)に都市計画税(課税評価額の0.3%)が含まれているのではないかと？別区分の都市計画税(TX沿線18億)との関係は？	固定資産税と都市計画税は同じ納税通知書で納めていただいておりますが、この固定資産税80億円に都市計画税分は含まれていません。都市計画税はTX沿線も含め市街化区域全体で18億円です。
29	市債の発行二つ目の理由は近時、臨時財政対策債のウエートが増えており、「事業債の発行については」と限定しなければ、世代間の公平性の確保とは言えないのではないかと？	臨時財政対策債は、特例地方債ではありますが、その発行にあたっては、その年度の普通建設事業の一般財源充当額までは、政府系資金が措置されることとなっております。 本市の場合、これまでのところその範囲でしか借り入れていないため、この様な表現としています。今後、臨時債の借入れが増加して、普通建設事業費の一般財源を超過するまで発行しなければならなくなった場合には、ご指摘のとおりとなると考えます。
30	前述の如く「事業債の発行に」に関しては、と但し書きすべきである。 資金調達としての借金の償還期限と事業(取得)目的物の減価償却とは、本来関係のないことではないか？(借金＝市債発行、資金調達の借入れ条件と裏付け資産の残存価値とは本来関係のないこと。)	ご指摘のとおりですが、ここで表現したかったのは、地方財政法のしほりがあるため、バランスシート上債務超過に陥らないことを説明したものです。 地方財政法 (地方債の償還年限) 第五条の二 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。
30	臨時財政対策債や減税補填債の発行は、この原則に矛盾していないか？ 又年々その割合が増えているが、市債発行、調達コスト等含めて、交付金で担保されているのか？	臨時財政対策債も減税補てん債もその元利償還金については、全額後年度に交付税算入されています。なお、地方債の発行については、すべて国の定める地方債計画に基づいて発行されますので、政府系資金のみならず、縁故債の発行に関しても、その調達コストを含め、交付税措置されています。
30	「市の借金の特徴」の発行率100%以内は、何に対するの比率か	建設事業費から国庫補助金などの特定財源を除いた金額を財政用語で、「地方負担額」と言いますが、この地方負担額に対する市債の発行割合です。建設事業には、多くの場合、国や県から補助金や事業者からの負担金などが歳入されますので、実際の事業費に対する地方負担額は50%程度になります。そこに発行割合で割落としがありますので、事業費に対する市債の発行割合は、50%を下回ります。
31	目的別歳出と、性質別歳出と分ける必要性はあるか 「目的別」は役所内部の収入、支出の便宜であり、市民の関心は、「性質別」にあると思われるが(たとえば性質別の人件費、建設費は即目的別になるのではないかと)	白書11ページの参考の欄のとおり、歳出予算の名称は、地方自治法施行規則により、全国一律の基準が設けられています。歳出の名称は行政分野別の仕分けになっており、地方公共団体の行政組織もこの目的別歳出の区分に合う様に作られています。 各自治体間の行政分野別のサービス水準を比較するためには、大変便利な分け方です。例えば、44ページに市民一人当たりの目的別歳出の情報を掲示することにより、他の自治体との比較が可能です。例えば、市民の皆様から、「教育にもっとお金を使うべきではないか」といった切り口のお話もあり、必ずしも役所内部の問題だけではないと考えます。 また、ご指摘の性質別の「普通建設事業費」は、目的別に直すと「土木費」や「教育費」にあたります。

質問 ページ	委員からの質問内容	財政調整課による回答内容
35	各種団体への補助金と出資金の相違、どのケースに補助金、どのケースに出資金なのか(出資金を用語一覧に記載する)	歳出する仕分け科目が異なります。 補助金は、「負担金補助及び交付金」という仕分け科目から支出します。 「負担金」は、法令又は契約に基づき負担するものをいいます。特定の事業について地方公共団体が特別の利益を受ける場合に、その事業に要する経費の全部又は一部を負担する場合があります。 「補助金」は、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が、公益上の必要があると認めた場合に支出するものをいいます。法令に基づくものと、予算措置によるものと2種類あります。 「交付金」は、法令又は、条例、規則等により、各種団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものをいいます。 出資金は、「投資及び出資金」という仕分け科目から支出します。 「出資金」は、文字通り財団法人の設立行為たる寄付行為として出資する場合や、地域の発展や住民の利便に供するため鉄道会社に出資する場合などがあります。本市においても、かつてさまざまな株式会社に対して出資しています。財務諸表では、69ページのバランスシート上の資産の部 2「投資等」(1)「投資及び出資金」に計上されています。有価証券で、東武鉄道や流鉄などの株券として600万円あります。出資による権利として首都圏新都市鉄道株式会社などに対する出資として122億円などの権利を有しています。
36	平成21年度の定額給付金23.7億とすれば補助金は約7億減少したのか	平成20年度の決算の仕分けに誤りがあったものです。具体的には、後期高齢者医療定率市町村負担金およそ6億6千万円が、平成20年度は「補助費等」に仕分けされていたもので、正しくは「繰出金」であったというものです。決算公表後大分時間が経ってから、国から仕分け誤りを指摘され、平成21年度からは仕分けを訂正したために、見かけ上6億6千万円減額となっているものです。誤解を与える表記であり、本来は20年度も正しい仕分けに修正すべきであったと反省しています。
38	【課題あるいは問題点】 人件費について 白書では、金額の減少が述べられているが、これは次の2点を合わせて検証する必要がある。 業務委託などにより物件費に入っている人件費も合わせて論ずべきである。 総額での議論となっているが、per headでの数字も明示する必要がある。その際、大まかでも良いが年齢別でも表示して比較してほしい。	他の委員の質問に答えたとおりです。第2部のデータを継続的に取得していきます。
15 39	【課題あるいは問題点】 基金残高(特に財政調整積立金)の減少は問題である。市民サービス等の維持・向上のために取り崩した(p.15,39)との説明であるが、どのような場合にどのような基準で取り崩すのかを知りたい。又、この年度にはどこにいくら使ったのかを知りたい。	特定目的基金と、財政調整積立金は性格が異なります。それぞれの基金については、市の例規集に基金ごとに取り崩しが出来る場合を定めています。例えば、「健康福祉基金」は、保健医療施設の整備等地域医療の推進に関する事業 市民の健康の増進に関する事業 高齢者、障害者(児)、母子、児童、低所得者その他これらに準ずるものの福祉の増進に関する事業 地域における民間福祉活動の推進に関する事業 の4事業に限定されています。ちなみに平成21年度決算では、見舞金支給事業及び在宅障害者福祉サービス事業にそれぞれ5千万円、母子健康診査事業に4千4百万、生活保護法等に基づく扶助事業に4千万円等合計2億8千4百万円取り崩しています。これに対し、「財政調整積立基金」は、財政調整上必要があると認めるときに、市長は、基金の全部又は一部を取り崩すことができるとされており、財源調整のために取り崩しております。ちなみに平成21年度は2億7千万円取り崩していますが、これは、普通交付税の代わりに発行が認められている臨時財政特例債(白書28ページをご覧ください)について、平成21年度の発行可能額18億円に対し、地方債発行の原則に則り、借入を14億円に留めたことによる財源不足4億円の一部を埋めたものです。 なお、基金については、必ず歳入歳出予算に計上し、取り崩し及び対応する事業経費について議会の議決を得ることとなっています。
39	健康福祉基金の使途は適切か？ 他市では国民健康保険料(特別会計)への繰入、市による一部負担等市民の為に前向きに使用されているのではないか？	他の委員にお答えしたとおりです。
39	基金のうち、「土地開発基金」の現状について説明願う。	平成21年度末で土地10億9千6百万円に対し、現金で6億2千4百万、合計17億2千万円。土地開発基金は、相続発生などに伴う借地の買い上げなどの突発的な状況に対応するため、ある程度現金化しておく必要があります。年度当初では困難ですが、年度途中に余裕財源が発生した段階で、土地を一般会計で買い戻し、可能な限り現金を増やしていきたいと考えます。
40	基金は減少、市債は全市債を除き減少しているが、その減少バランスに問題は無いのか 「基金も市債も減少しています。」の評価でよいのか。	貯金である基金と借金である市債はある意味、トレードオフの関係にあるのは間違いないので、財政調整のための基金と市債残高を比較することは意味がありますが、特定目的基金を含めて考えるべきではないと考えます。 ～白書40ページの市債の現在高の推移～ 平成17年度の396億円から平成21年度末の370億円へと26億円残高を減らしている。一方、白書39ページの財政調整積立金は、43億円から35億円へと8億円、減債基金は14億円から9億円へと5億円、合計13億円の減にとどまっている。借金は26億円減り、基金は13億円の減にとどまっていることとなっている。その差の13億円は行革効果と考えています。

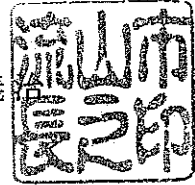
質問 ページ	委員からの質問内容	財政調整課による回答内容
40	市債調達コスト(=金利、借入先、等)は適正か。その内容(償還期間等)過去の残高推移は？	地方債については、前述のとおり、「地方債計画」で国により事業ごとに借入先が決められており、自由に発行できない仕組みになっている。地方債のうち、地方公共団体で自由に発行が認められている「市場公募債」や、「縁故債」は地方債計画上まだ少なく、平成21年度一般会計借入およそ31億円のうち、縁故債と言われる市中銀行からの借り入れ分は、7千1百万円に過ぎません。これ以外の政府系資金は、借入利率、償還期間、償還方法を含め、借入先から指定されているため、その条件でしか借り入れができません。 なお、縁故資金については、より有利な条件で発行するため、市中銀行数社による競争入札としております。
40	市債発行抑制の原則について、減債基金がなくなっても、この原則は維持出来るのか？ 減税補填債を48億も出しているが、流山市の法人税収入等の減少は、政府の恒久減税によるものではなく、当市内の法人企業の不振に起因しており、発行には無理があるのではないのか？	市債の発行抑制については、努力はしていきますが、厳しい現状にあります。 白書40ページの表は、年度末現在高を表したものであり、減税補てん債については、数字が減っているのをお分りいただけるかと思いますが、現在は新たに発行していません。
41	一般会計予算約400億に対して、市債残高370億又、特別会計水道事業会計合わせて703億の市債残高は多すぎないか？ 年間会計総額に相当する有利子負債(年間16億以上の利払い)を抱えている状態は、白書の論調と実体は違うのではないのか？	負債の重さについては、他の委員のご質問でお答えしたように、将来負担比率を注視すべきと考えています。現在のところ、適正水準にあると認識しています。
42 67	水道事業及び西平井、鱈ヶ崎土地地区画整理事業の事業実態は“白書”の指摘通りと受け取って 良いのか？ (例：整理土地の実質評価は簿価以上に相当しているのか？) (例：当事業の地方債発行は年々増加している。平成16年11.7億 17年21億 18年24.7億 19年29億 20年34億) 固定資産をすべて公正評価(時価)にて評価して財政書類作成と記載しているが妥当な表現であるのか。(白書/調整課)	ここでは一般的な基準モデルの考え方について記述していますが、すべて時価といった場合に常に全てを評価替えしているようにも捉えられるため、今後表現を見直します。
49	経常収支比率 説明の表現が逆になっている。	ご指摘の通りです。次回修正いたします。
54	普通会計は全地方自治体の統一の基準として定めるのか。	統計上の会計で、全国一律の基準です。白書43ページ、68ページ、本日配布資料の5ページにも関連情報が載っていますが、総務省による「地方財政状況調査(決算統計)」において、各団体の決算を比較可能な様に一定のルールの基に作り上げる仮想会計のことをいいます。財政健全化法では「一般会計等」と表現しているものに相当します。
68	何故、西平井、鱈ヶ崎土地企画整理特別会計の一部のみを一般会計に参入して普通会計としたのか？又、その一部とは、どの様な内容なのか？	土地地区画整理区域内の公園、道路、下水道などの公共施設に伴う建設事業については、本来、市施行の場合は一般会計で行うべき事業との指摘があり、その部分を一般会計に含める経理を行っています。
69	インフラ資産はどのようにして価格、価値の算定をするのか	「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」による「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」に基づいた評価を実施しています。 開始時(初めて財務書類を作成する以前)に取得していた資産については、例えば建物などのように、取得価額が分かるものについては取得価額を基に物価水準の違いを補正する「デフレーター」という補正を加えて再取得価格としました。この再取得価格に対し、建設から現在までの減価償却を差引し、開始時価格としました。 取得価格が分からないものについては、全国市有物件災害済組合会の保険申込時における建築価額を、取得価格として同様の計算により、再調達価格を求め評価しました。 一方、建物以外の資産、例えば道路を例にすると、取得価額のわからないものについては、再調達価格として、道路の規模別に平成19年現在の標準的な工事単価を設定し、計算しています。今後資料編に記載していきます。
70	退職手当引当金(H21年度末)の算出根拠、及び明細について知りたい。	職員全員が自己都合退職したことを仮定して退職金をいくら支払うこととなるかを算出します。(特別職も含まず)
71	H21年度補助金大幅増加(28億)は子供手当に伴うものと解するが、その経理処理はどうしているのか。(支出補助金/収入 未収入金?)	「子ども手当」ではなく、大きなものは「定額給付金」によるものです。
71	公債費等6億円相当の利子コストは公債費残高の2%に相当するが、妥当と考えているのか？	ほとんどが政府系資金からの借り入れであり、政府系資金については、極めて限定的にしか借り換えを認めていないため、やむを得ないと認識しています。
71	行政コスト計算書に有る人件費93億は約10億の物件費(臨時職員給与)を含んでいると考えてよいのか？今後臨時職員給与は人件費として計上するのか、又その他の業務委託費等で明らかに人件費とみなされる費用は、人件費として処理されないのか？	現在、本市の行政コスト計算書は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」内の「基準モデルに基づく財務書類作成要領」に示された基本的な仕分けのパターンで集計しています。それによると、臨時職員賃金は人件費に集計しますが、委託料は人件費に集計しません。なお、決算統計上の性質別を変更するというものではありません。(他の委員のご質問にお答えしたとおり)
71	1. インフラ資産を含め、減価償却は行政上統一基準になっているのか 主要な償却基準、年数を財政用語一覧に記載してはと思われる。	減価償却については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」の中の、「基準モデルに基づく財務書類作成要領」に基づき、定額法で行っています。これは、基本的に財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」によるものであり、統一的な基準になっていると認識しています。今後資料編に掲載する方向で検討します。

質問 ページ	委員からの質問内容	財政調整課による回答内容
71	2. 「移転収支」の補助金の主たる内容は何か。	平成20年度、21年度ともに主たる大きなものは、後期高齢者医療関係の市町村負担金で、平成20年度では約7億円、平成21年度では約9億円です。そのほかに大きなものは、保育所の運営や整備に係る補助金などで、平成20年度、21年度ともに約3億円です。また、平成21年度では、特に大きなものとして、定額給付金の23億7千万円が含まれています。
71	3. 経常収益減(11億円)の理由(経常収益でありながらこのように減少するのか)	「新地方公会計制度実務研究会報告書」の中の、「基準モデルに基づく財務書類作成要領」により、歳入科目の諸収入のうちの雑入は、この項目に入ることになっています。大きな要因は、平成20年度にあったUR(都市再生機構)からの小山小学校の移転補償費約10億円が減少したことが主な要因です。
71	【課題あるいは問題点】 業務収益・業務関連収益(p.71)の明細を知りたい。 いわゆる受益者負担のことで了解するが、負担の妥当性(同様対象の近隣市との比較)、他に受益者負担を求める所はないのか、などの検討は必要ではと思う。	白書73ページの「V イ」に記載してあるように、施設使用料、証明手数料などの受益者負担金のほか、平成20年度には諸収入として小山小学校の移転補償費が入っていました。 ご指摘の近隣市の比較については、使用料手数料のほか、業務関連収益に、雑収入が入るため、単純な比較はできないと考えますが、今後検討していきます。
72	平成21年度11億円の減価償却費の明細	庁舎や学校施設の建替えに係るものが約10億円、自動車や消防ポンプに係るものが約1億円となっています。道路などなどのインフラに係るものは、減価償却費に含めないで直接資本の減耗として純資産から直接控除しています。

流行第 4 号
平成 23 年 4 月 27 日

流山市行財政改革審議会
会長 井上 菊夫 様

流山市長 井崎 義



諮 問

本市が、庁内分権を推進していくため、下記の事項について、意見を求めます。

記

- 1 「各部局長の仕事と目標」の取り組みについて、貴審議会からの意見を求めます。

総合計画後期基本計画に基づく施策や事務事業を限られた経営資源で効率的、効果的に実施していくためには、組織と施策の責任者である部局長のリーダーシップとマネジメント力を高め、庁内分権の推進が必要不可欠と認識しています。

各部局長は、自らが牽引、統制する組織と所掌する施策や事務事業をマネジメントしていく試みとして「各部局長の仕事と目標」(平成 23 年書式改訂)において、所管する施策と「流山市行財政経営戦略プラン」(平成 23 年 3 月策定)に基づいた改革事項の取り組みと目標を自らが設定し、その進捗を公表することとしています。

そこで、各部局長が設定した取り組みと目標について確認いただき、各部局長のマネジメント力の向上に結びつく意見を貴審議会から求めます。

平成23年度第1回行政改革審議会
(平成23年4月27日)

年間活動予定

第1回行政改革審議会(H23.4.27)
<資料1>

【行政改革審議会活動】

審議内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
・各部局長の仕事と目標について	<p>第1回 4月27日</p> <p>・財政白書について説明</p> <p>・諮問「各部局長の仕事と目標について」 - 概要説明 -</p> <p>・グループ分け</p>	<p>【資料の送付】</p> <p>・「各部局長の仕事と目標」(市長副市長ヒアリング実施前)</p> <p>・ヒアリング対象部局の選定(事前照会など)</p> <p>↓</p> <p>5月下旬 正副会長・リーダー会議</p> <p>・対象部局の選考～確定</p> <p>各委員へ報告</p>	<p>第2回 6月上旬</p> <p>・ヒアリングポイントとグループの進め方について認識を共有</p> <p>・対象部局の確認</p>		<p>第3回 8月中下旬</p> <p>・実施部局に対する意見の整理</p> <p>・後期のヒアリングについて</p> <p>↑</p> <p>8月下旬 正副会長・リーダー会議</p> <p>・中間報告の取りまとめ～確定</p>	<p>第4回 9月中旬</p> <p>・市長、副市長との意見交換</p> <p>中間報告</p>			<p>第5回 12月中旬</p> <p>・実施部局に対する意見の整理</p> <p>・答申の取りまとめについて</p> <p>↑</p> <p>12月下旬又は1月上旬 正副会長・リーダー会議</p> <p>・答申の取りまとめ～確定</p>	<p>第6回 1月中旬</p> <p>審議会 答申</p>

審議内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
グループ分けによる各部局長とのヒアリング等	<p>グループ内の日程調整</p>		<p>・ヒアリング【前期】</p> <p>・ヒアリング【前期】</p> <p>・ヒアリング【前期】</p> <p>審議会に報告</p> <p>2部×3回 審議【前期 6部】</p> <p>中間報告</p>					<p>・ヒアリング【後期】</p> <p>・ヒアリング【後期】</p> <p>審議会に報告</p> <p>2部×2回 審議【後期 4部】</p> <p>中間報告</p>		

【その他】

各部局長	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
「各部局長の仕事と目標」のスケジュール等	<p>4月7日 「各部局長の仕事と目標」(当初設定)の作成依頼 提出期限(4月末)</p>	<p>5月10日～17日 市長・副市長ヒアリング</p>	<p>6月上旬 公表(当初分)</p> <p>↓</p> <p>・行革審とのヒアリング【前期】</p> <p>・行革審とのヒアリング【前期】</p> <p>・行革審とのヒアリング【前期】</p>			<p>「中間報告」を通知・反映</p>	<p>10月上旬 「各部局長の仕事と目標」(中間報告)の作成依頼 提出期限(10月下旬)</p>	<p>11月上旬 市長・副市長ヒアリング</p> <p>↓</p> <p>・行革審とのヒアリング【後期】</p> <p>・行革審とのヒアリング【後期】</p>	<p>12月上旬 公表</p>	<p>2月上旬 「各部局長の仕事と目標」(最終報告)の作成依頼 提出期限(2月下旬)</p> <p>↓</p> <p>「答申」を通知・反映</p> <p>3月上旬 市長・副市長ヒアリング</p> <p>4月上旬 公表</p>

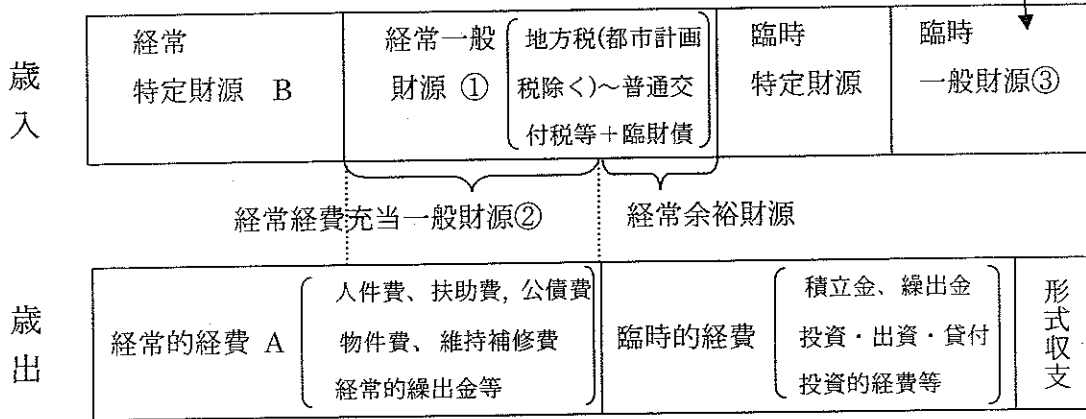
主要財政指標の算出式

財政調整課

1 フローに係る指標

「経常収支比率」

〔都市計画税、財政調整積立基金繰入金等〕



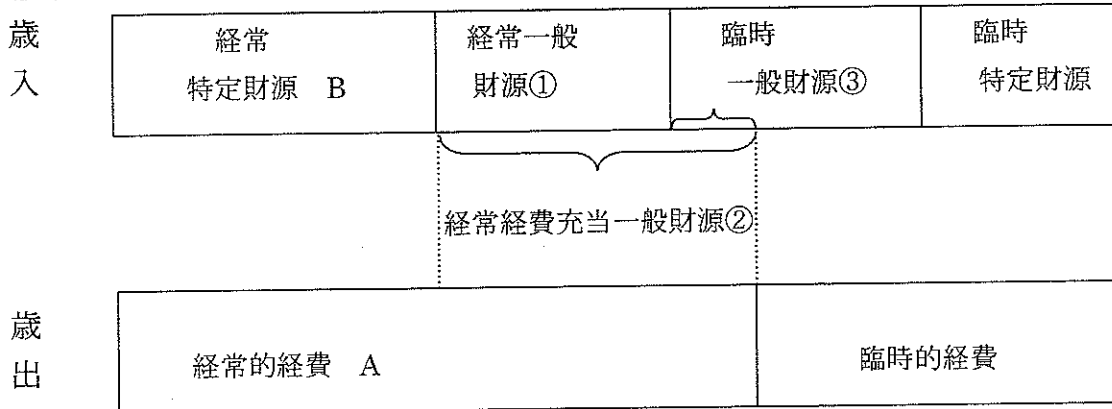
決算ベースでは赤字決算でない限り 歳入 > 歳出 歳入 - 歳出 = 形式収支

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源②}}{\text{経常一般財源①} + \text{臨時財政対策債発行額}} \times 100 (\%)$$

$$\text{経常一般財源①} = (\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債発行額})$$

指数を下げるためには、分子の経常経費充当一般財源②を下げるか、分母の
(経常一般財源 + 臨時財政対策債発行額) を上げるか

経常収支比率が100%を超えているイメージ



本市の目標値設定の考え方は、全国市町村平均値が90%を超えていることから、90%以下を目標値と定めた

かつては75%台が都市部平均だったが、年々増加してきた。特に三位一体改革による①国の補助負担金削減及び②地方交付税抑制による影響が大きい
①が分子を引き上げ、②が分母を引き下げる結果比率が高く(悪化)なる。

「公債費比率」

經常一般財源に占める公債費の一般財源所要額を見るための比率

昭和 51 年度までは地方債の発行制限の指標として用いられてきた。

昭和 52 年度から「起債制限比率」が指標として用いられることとなった。

昭和 34 年度から 15%以上の団体について一般単独事業債等発行制限

昭和 37 年から 20%以上に改められた

現在は起債制限には使われていないが、過去 15%以上が制限の目安出会った時期があったため、地方債発行抑制方針を加味し、目標値を 12%以下とした。

定義式

$$\frac{A - (B + C)}{(D - C)} \times 100$$

A：当該年度の普通会計に係る元利償還金（転貸債分及び繰上償還分を除く）

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債等償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債（普通会計に属するものに限る）償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等のための地方債償還費、地方税減収補てん債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費（普通会計に属するものに限る）、災害復興等のための地方債利子支払費、財源対策債償還費及び減税補てん債償還費として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るものを除く）＝普通交付税の算定上 単位費用として参入された地方債の元利償還金 ※下線 本市借入の起債

D：次の算式により求められた当該年度の標準財政規模

（基準財政収入額－地方譲与税（消費譲与税を除く）－交通安全対策特別交付金）×（100/75）＋地方譲与税（消費譲与税を除く）＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税の額＋臨時財政対策債発行可能額

「標準財政規模」

標準的な状態で、地方公共団体に通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を表す。さまざまな指数の分母に用いられる。（經常収支比率を除く）

「公債費負担比率」

公債費充当一般財源

× 100 (%)

一般財源総額 = (経常一般財源① + 臨時一般財源③) = 一般財源等総額

率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。

15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

「起債制限比率」

昭和 52 年度から「公債費比率」に代わり起債制限のために用いられてきた指標
平成 18 年度からは、地方債制度が「許可制」から「協議制」に変更となっており、現在は連結ベースの「実質公債費比率」が用いられている。

「公債費比率」の算定式に①地方債に準ずる債務負担行為の額と②普通交付税の算定において事業費補正により算入された元利償還金の額を加え改良したもの

「起債制限比率」がある一定水準を超えると、原則として、一部地方債の発行が許可されなかった。

20%以上 30%未満の団体：厚生福祉施設事業債及び一般単独事業に係る地方債

30%以上の団体：一般事業債（一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業、公共用地先行取得等事業及び公営企業債のうち普通会計に属する出資金に係る地方債をいう。）

3カ年平均

A - (B+C+E+F)

× 100 (%)

D - (C+E+F)

A：①元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く）

②公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る）

③5省協定・負担金等に係る支出

B：Aに充当された特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された

公債費＝「公債費比率」算式の C に同じ

D：標準財政規模＝「公債費比率」算式の D に同じ

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に限る）

F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

「実質公債費比率」

平成 18 年度から「起債制限比率」にかわり地方債制限に用いられている指標

「起債制限比率」の算定式に、①連結の対象となる公営企業や、特別会計のうち、公営事業債の元利償還金と、複数の自治体が共同で事務処理を行っている一部事務組合等などの債務を含み②普通交付税の算定において密度補正により算入された元利償還金の額を加え改良したもの

実質公債費比率に係る制限

「財政健全化法のスキーム」

早期健全化基準は 25% … 「財政健全化計画」を定める必要がある

財政再生基準は 35% … 「財政再生計画」を定めなければならない。

「地方債制度上のスキーム」

18%を超えると地方債の発行が、協議制から許可制に代わり地方債の発行に国の許可が必要となる。

25%以上になると単独事業債の発行が制限される。

35%以上の団体はこれらに加えて一部の一般公共事業債等も制限

3 力年平均

(地方債の元利償還金＋純元利償還金×1)－

(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額×2)

×100

(標準財政規模×3－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※1 準元利償還金 イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年あたりの元金償還相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てられたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起

こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。

二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金利子

※2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

「起債制限比率」の算定式における C、E、F 及び以下のものを合算したもの

C: 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

E: 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

F: 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る）

新たに加えるもの

G: 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る）

H: 普通交付税の算定において密度補正により基準財政需要額に算入された公債費

I: 普通交付税の算定において密度補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る）

※3 標準財政規模：「公債費比率」算式の D に同じ

「一般会計等」 地方公共団体が設置する会計のうち、「一般会計」に一定の条件の下にある「特別会計」を合算したもの。総務省が毎年実施する地方公共団体の決算に係る統計（「地方財政状況調査（決算統計）」）における仮想会計である「普通会計」に相当するもの 財政白書 P 4 3, P 5 4 参照

2 ストックに係る指標

「将来負担比率」

当該地方公共団体の一般会計等のみならず、公営企業会計、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率（一般会計等は「実質公債費比率」の一般会計等と同じ）

地方公共団体の一般会計等の借入金や、職員の退職手当、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での現在高を指標化したもの、キャッシュフローの指標とは異なり、負債の現在高に対する指数であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言える。

財政健全化法の早期健全化基準は 350%

算式

(将来負担額※1 — (充当可能基金額※2+特定財源見込額※3+
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額※4)

×100

標準財政規模※5 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額※6

※1 将来負担額 イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担金等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込み額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額

※2 充当可能基金額

イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

※3 特定財源見込額 ①から⑤に掲げる特定歳入の合計

① 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金（※1のイからニの償還又は返済に充てることが確実と見込まれる額に限る）

②地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金

③公営住宅の賃貸借料その他の使用料

④都市計画税

⑤ ①～④に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができると認められる特定の歳入

※4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

地方債の償還費等に要する経費として、①公債費又は②事業費補正若しくは③密度補正により、比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として、総務大臣の定めるところにより算定した額。いわゆる交付税措置地方債（交付税措置部分のみ）の合計額が相当する。

※5 標準財政規模：「公債費比率」算式のDに同じ

※6 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：「実質公債費比率」の算式の※2に同じ

(単位:千円)

平成21年度
決算状況

市 区 町 村 区 市町村名	122203	番号	18
市町村名	流山市	市町村類型	IV-3
		H21普通交付税種地区分	II-9

人 口		面 積	人口密度	人口集中地区人口		産 業 構 造				
国勢調査	17年	152,641 人	35.28	4,326.6	17年国調	131,518 人	区 分	第1次	第2次	第3次
	12年	150,527 人			12年国調	129,700 人		912 人	14,847 人	55,786 人
	増減率	1.4 %			S40. 4. 1以降の合併等の状況		就業人口	17年国調	1.2 %	20.2 %
住民基本台帳	22.3.31	161,258 人	昭42.1.1 市制施行		就業人口	12年国調	1.113 人	17,766 人	53,371 人	
	21.3.31	158,426 人				12年国調	1.5 %	24.3 %	72.9 %	
	増減率	1.8 %								

区 分	平成21年度	平成20年度	増減額	対H20増減率(%)	区 分	財政指標等
1. 歳入総額 ①	42,334,277	38,740,129	3,594,148	9.3	財政力指数	0.961
2. 歳出総額 ②	41,281,741	37,399,725	3,882,016	10.4	実質収支比率	2.8%
3. 差引(形式収支)(①-②)③	1,052,536	1,340,404	-287,868	-21.5	経常収支比率	89.6%
4. 翌年度に繰り越すべき財源④	347,502	553,028	-205,526	-37.2	公債費比率	9.9%
5. 実質収支(③-④)⑤	705,034	787,376	-82,342	-10.5	公債費負担比率	13.2%
6. 単年度収支⑥	-67,131	46,260	-113,391	-245.3	起債制限比率	9.2%
7. 積立金⑦	4,322	7,310	-2,988	-40.9	積立金現在高	6,095,802
8. 繰上償還金⑧	0	0	0	-	うち財政調整基金	3,504,000
9. 積立金取り崩し額⑨	270,000	400,000	-130,000	-32.5	地方債現在高	37,037,130
10. 実質単年度収支(⑥+⑦+⑧-⑨)	-332,809	-346,430	13,621	-3.9	債務負担行為支出予定額	7,602,403
基準財政需要額					健全化判断比率	
基準財政収入額					実質赤字比率	- %
標準財政規模					連結実質赤字比率	- %
うち臨時財政対策債発行可能額					実質公債費比率	7.7 %
					将来負担比率	49.9 %

公 営 事 業 会 計 の 状 況						一 部 事 務 組 合 等 加 入 状 況			
会 計 名	種別(注)	歳入(総収益)	歳出(総費用)	実質収支(純損益)	普通会計からの繰入額	資金不足比率(対象会計のみ記載)	組合等名	普通会計からの負担金又は繰出金	左のうちの投資的経費充当額又は繰出基金内繰出金
国民健康保険	事	13,554,263	13,563,044	1,591	807,642	%	東葛中部地区総合開発事務組合	194,439	11,803
老人保健	事	59,231	57,955	4,188	13,984		千葉県市町村総合事務組合	9,963	0
公共下水道	企非	4,892,069	4,801,639	23,266	1,080,000	-	北千葉広域水道企業団	45,418	38,538
水道事業	企通	3,338,463	3,106,102	232,361	6,381	-	千葉県後期高齢者医療広域連合	2,830	0
介護保険	事	6,726,266	6,635,007	83,977	1,040,165				
介護企業会計	企非	24,163	24,163	0	8,592	-			
西平井・碓ヶ崎土地区画整理事業	企非	1,165,029	1,145,073	1,213	299,149	-			
後期高齢者医療	事	1,282,447	1,272,527	2,521	200,256				
							第三セクター等に対する債務保証又は損失補償の状況		
					3172108		第三セクター等名	H21年度末の債務保証額又は損失補償額	
					373184		流山市土地開発公社	155,996	
					569154				
					78907				

地域指定等の状況		特 別 職 等 (H22.4.1現在)			一 般 職 員 等		
広 域	近郊整備	区 分	摘 要	1人当たり平均給料(報酬)月額 百円	区 分	職 員 数 (人)	1人当たりの平均給与支給月額(H22.4月分) 百円
公害防止	○	市 町 村 長	平成21年12月1日	9,280	一 般 職 員	916	3,463
抵 工	○	副 市 町 村 長	"	8,012	うち技能労務職員	119	3,136
山村振興		教 育 長	"	7,424	うち消防関係職員	174	3,271
過疎地域		議 会 議 長	"	5,488	教育公務員	19	4,153
農 工		副 議 長	"	4,889	臨時職員	0	0
リゾート		議 会 議 員	"	4,590	合 計	935	3,477
半島振興							

注)「企通」は、平成21年度地方公営企業決算状況調査の対象の地方公営企業のうち地方公営企業法を全部又は一部適用している事業、「企非」は、同調査の対象の地方公営企業のうち左記以外の事業、「事」は、地方公営事業のうち同調査の対象の地方公営企業以外の事業、「収益」は、左記のうち収益事業をいう。

番号		18									
市町村名		流山市									
類型		IV-3									
歳入				性質別歳出							
区分	決算額	構成比	増減率(%)	経常一般財源	区分	決算額	構成比	増減率(%)	一般財源等	経常経費充当一般財源	經常収支比率
地方税	22,712,891	53.7%	0.2	20,896,778	人件費	8,784,107	21.3%	-2.4	7,797,296	7,796,817	31.1%
地方譲与税	376,378	0.9%	-5.6	376,378	うち職員給	6,295,397	15.2%	-4.0	5,339,416	5,339,416	21.3%
利子割交付金	87,035	0.2%	-16.7	87,035	扶助費	6,026,840	14.6%	12.8	2,517,924	2,513,669	10.0%
配当割交付金	39,564	0.1%	-19.5	39,564	公債費	3,877,804	9.4%	-3.4	3,853,407	3,853,407	15.3%
株式等譲渡所得割交付金	20,484	0.1%	24.4	20,484	元利償還金	3,877,804	9.4%	-3.4	3,853,407	3,853,407	15.3%
地方消費税交付金	1,116,899	2.6%	5.5	1,116,899	一時借入金利子	0	-	-	0	0	-
ゴルフ場利用税交付金	0	-	-	0	義務的経費小計	18,688,551	45.3%	1.8	14,168,627	14,163,893	56.4%
特別消費税交付金	0	-	-	0	物件費	6,365,304	15.4%	5.2	5,179,484	4,129,849	16.5%
自動車取得税交付金	147,068	0.3%	-34.3	147,068	維持補修費	299,861	0.7%	-34.1	287,990	287,990	1.1%
軽油取引税交付金	0	-	-	0	補助費等	4,034,567	9.8%	147.9	1,409,233	1,154,067	4.6%
地方特例交付金	299,365	0.7%	-2.1	299,365	經常的貸付金等	120,200	0.3%	0.0	200	200	0.0%
地方交付税	796,996	1.9%	-14.9	796,996	經常的繰出金	2,981,948	7.2%	5.9	2,754,894	2,754,894	11.0%
内訳					經常的経費小計	32,490,431	78.7%	10.4	23,800,428	22,490,893	89.6%
普通	568,593	1.4%	-20.2	568,593	積立金	193,789	0.5%	-36.5	175,495		
特別	228,403	0.5%	1.9		投資・出資・貸付金(經常的なものを除く)	38,538	0.1%	-53.1	27,738		
一般財源計	25,596,680	60.5%	-0.7	23,552,184	繰出金(經常的なものを除く)	1,362,218	3.3%	31.0	1,362,218		
交通安全対策特別交付金	23,302	0.1%	1.1	23,302	前年度繰上充用金	0	-	-	0	22,490,893 千円	
分担金・負担金	17,071	0.0%	-27.9	0	投資的経費	7,196,765	17.4%	10.0	2,833,238		
使用料	784,084	1.9%	2.8	88,975	うち人件費	222,856	0.5%	6.6	222,856	3,885,774 千円	
手数料	309,351	0.7%	-6.1	11,238	普通建設事業費	7,196,765	17.4%	11.0	2,833,238	經常一般財源	
国庫支出金	7,647,459	18.1%	88.2	0	内訳						
国有提供施設等交付金	0	-	-	0	補助	4,147,004	10.0%	-14.0	743,274		
県支出金	1,865,153	4.4%	15.4	0	単独	3,049,761	7.4%	83.0	2,089,964	23,704,255 千円	
財産収入	60,535	0.1%	-40.2	26,174	災害復旧事業費	0	-	皆減	0	一般財源等総額	
寄附金	6,903	0.0%	-88.3	0	失業対策事業費	0	-	-	0		
繰入金	1,110,008	2.6%	28.1	0	合	41,281,741	100.0%	10.4	28,199,117	29,251,653 千円	
繰越金	1,324,693	3.1%	22.1	0						うち債務負担行為に係る支出額に充当された一般財源等の額	
諸収入	492,138	1.2%	-68.0	2,402							
地方債	3,096,900	7.3%	23.5	0						1,683,612 千円	
うち減税補てん債	0	-	-	0							
うち臨時財政対策債	1,400,000	3.3%	20.3	0							
合計	42,334,277	100.0%	9.3	23,704,255	合計	41,281,741	100.0%	10.4	28,199,117		
市町村税				目的別歳出				公共施設の整備状況			
区分	決算額	構成比	増減率(%)	超過課税分収入済額	区分	決算額	構成比	増減率(%)	一般財源等		
市町村個人分	11,401,394	50.2%	0.2	0	議会費	362,787	0.9%	△ 2.3	362,456	道路舗装率	88.0%
民税法人分	689,146	3.0%	-22.3	66,295	総務費	7,005,108	17.0%	65.8	4,113,922	道路改良率	61.4%
固定資産税	8,047,675	35.4%	2.7	0	民生費	12,113,866	29.3%	11.8	7,092,192	上水道普及率	89.1%
軽自動車税	102,093	0.5%	4.4	0	衛生費	5,030,167	12.2%	25.8	3,146,407	下水道普及率(人口)	88.9%
市町村たばこ税	656,470	2.9%	-4.5	0	労働費	38,412	0.1%	30.8	31,011	し尿収集率	3.8%
鉱産税	0	-	-	0	農林水産業費	160,089	0.4%	13.5	140,566	し尿衛生処理率	100.0%
特別土地保有税	0	-	-	0	商工費	303,899	0.7%	14.6	179,716	ごみ収集率	98.5%
法定普通税小計	20,896,778	92.0%	0.0	66,295	土木費	5,543,945	13.4%	2.6	3,531,947	ごみ焼却処理率	86.7%
法定外普通税・旧法税	0	-	-	0	消防費	1,855,145	4.5%	1.1	1,703,914	保育所施設充足率	96.2%
目的税	1,816,113	8.0%	2.0	0	教育費	4,990,392	12.1%	△ 19.8	4,043,452	幼稚園施設充足率	100.0%
内訳					災害復旧費	0	0.0%	皆減	0	小学校非木造比率	99.9%
入湯税	0	-	-	0	公債費	3,877,931	9.4%	△ 3.4	3,853,534	中学校非木造比率	99.9%
事業所税	0	-	-	0	諸支出金	0	-	-	0		
都市計画税	1,816,113	8.0%	2.0	0	前年度繰上充用金	0	-	-	0		
水利地益税等	0	-	-	0	合計	41,281,741	100.0%	10.4	28,199,117		
合計	22,712,891	100.0%	0.2	66,295							
国民健康保険税(料)	4,176,098		2.0%		平成21年度大規模事業(かっこ書きは、平成21年度事業費 単位:百万円)						
区	分	現年課税分	滞納繰越分	合計	・し尿処理施設整備事業 (1,387)						
市町村税	97.8%		24.3%	94.0%	・学校建物耐震改修事業 (1,211)						
市町村民税	97.5		23.5	93.6	・新第2庁舎建設事業 (554)						
固定資産税	97.9		25.8	94.3	・東深井(運河駅周辺)市街地整備事業 (430)						
国民健康保険料	88.5		22.5	75.6	・新市街地地区1号近隣公園公共施設管理者負担金 (311)						

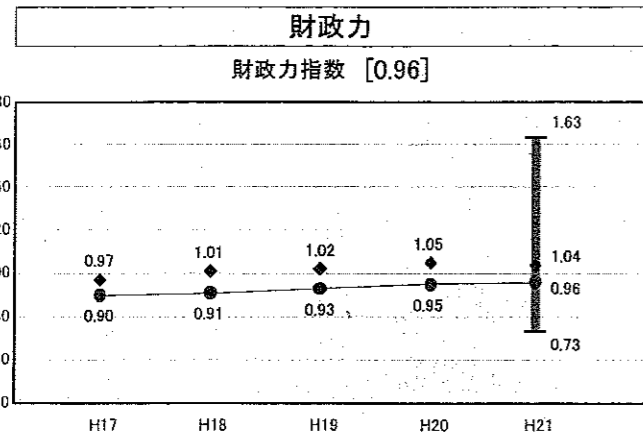
臨時財政対策債発行可能額 1,806,707千円

地域手当級地区分:

6-3

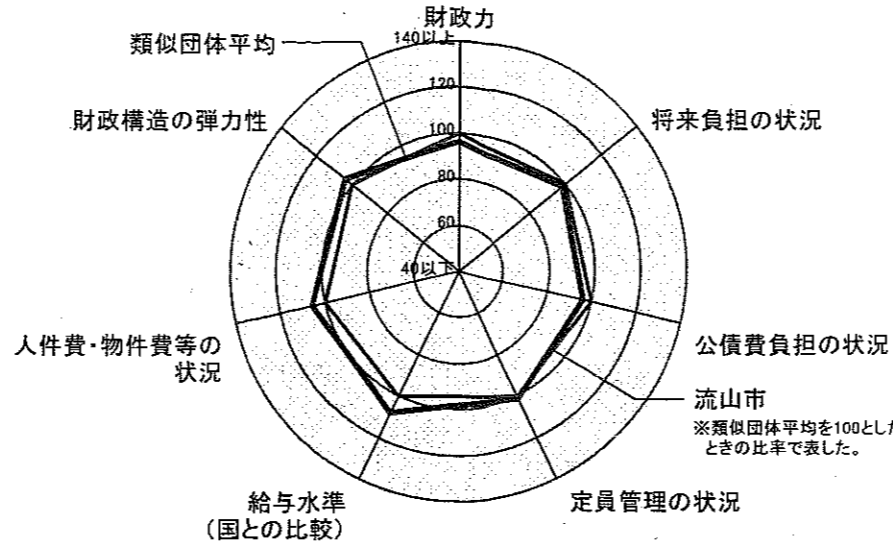
※金額の単位は、千円

市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)

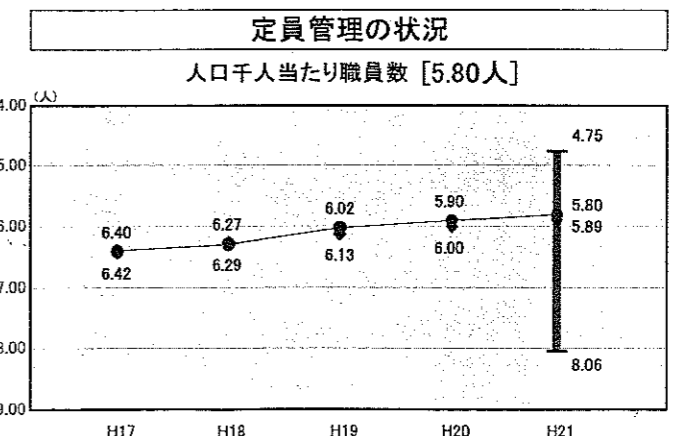
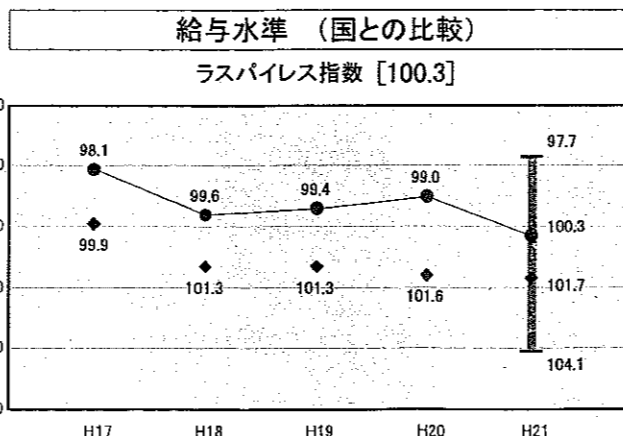
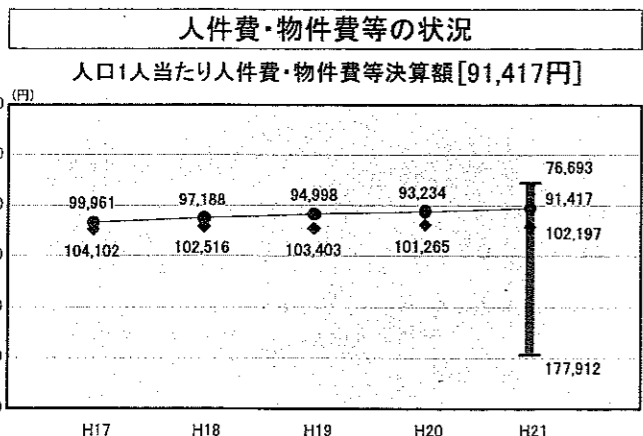
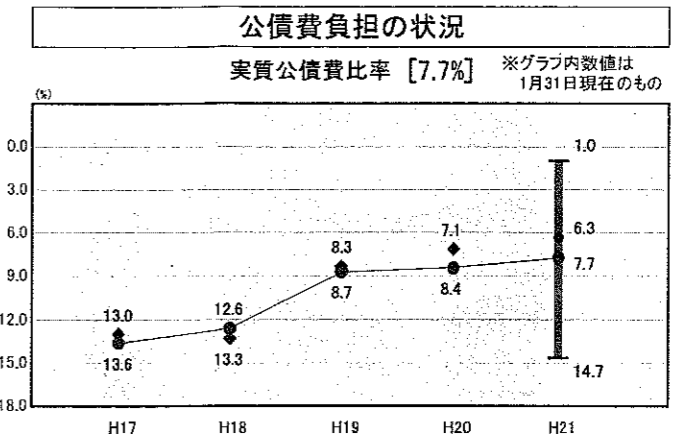
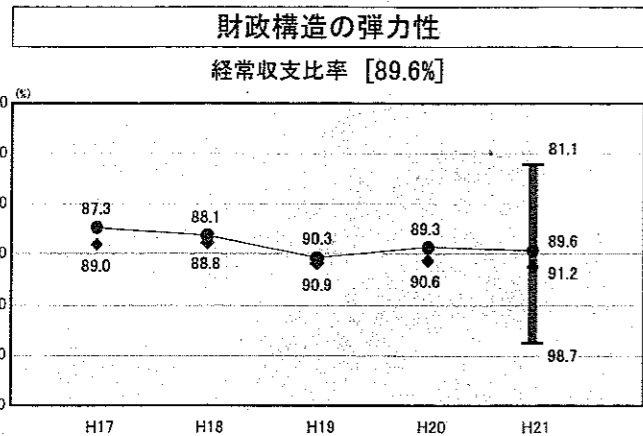
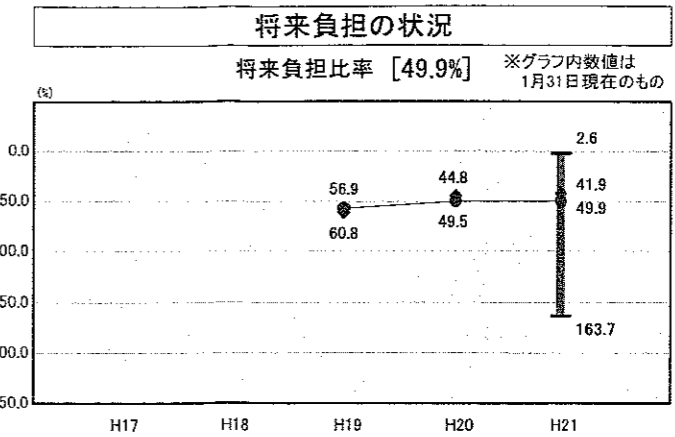


● 当該団体値
 ◆ 類似団体内平均値
 T 類似団体内の最大値及び最小値

人口	161,258	人(H22.3.31現在)
面積	35.28	km ²
標準財政規模	25,592,679	千円
歳入総額	42,334,277	千円
歳出総額	41,281,741	千円
実質収支	705,034	千円



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。
 ※平成21年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。
 ※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。
 ※類似団体内平均値は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体を含めた加重平均であるため、最小値を下回ることがある。



※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

分析欄

財政力 財政力指数
 この5年間で連続した伸びを見せており、0.96となっている。つくばエクスプレス沿線整備による市税の増加と市税徴収率の向上への取組の成果が要因として挙げられる。今後も、市税の徴収確保に努め、財源確保を図っていく。

財政構造の弾力性 経常収支比率
 定員適正化計画による職員採用の抑制等による人件費の削減や、つくばエクスプレス沿線整備による市税収入の増加があったが、扶助費が自立支援給付費や生活保護費等により増加し、物件費も指定管理者委託料や臨時職員賃金等の増加により、前年度に比べ0.3ポイントの増となった。今後とも事業の見直し等により経常経費の削減を図っていく。

人件費・物件費等の状況 人口1人当たり人件費・物件費等決算額
 定員適正化計画による職員採用の抑制により人件費の削減を行ったため、全国及び千葉県市町村、類似団体の平均値を下回っている。

将来負担の状況 将来負担比率
 全国平均及び千葉県平均値を下回っている。平成21年度は、基金残高が減少したこと等により、将来負担比率が増加したと考えられる。

公債費負担の状況 実質公債費比率
 全国平均及び千葉県平均値を下回っている。平成21年度は、普通交付税額は減少したが、標準税収入額と臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより、実質公債費比率が減少したと考えられる。

定員管理の状況 人口千人当たり職員数
 定員適正化計画を推進し、アウトソーシングを実行することにより、類似団体と比較しても均衡が保たれている状況となっている。また、アウトソーシング以外の対応策として、臨時職員、任期付職員、再任用等の活用を推進している。

給与水準(国との比較) ラスパイレズ指数
 ラスパイレズ指数については、退職者の不補充、昇格の抑制により人件費の削減を図るなかで、類似団体の平均を下回るなど給与の適正化を図っている。今後ともラスパイレズ指数の変動要因に注視しつつ、より一層の給与の適正化を図る。

類型別団体名一覧

IV-3 (30団体)

(人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%以上かつⅢ次65%以上の団体)

団体名		住基人口 (H22.3.31)
北海道	苫小牧市	173,812
埼玉県	狭山市	155,386
埼玉県	上尾市	224,538
埼玉県	新座市	156,647
千葉県	市川市	461,638
千葉県	松戸市	477,894
千葉県	佐倉市	175,914
千葉県	習志野市	159,880
千葉県	流山市	161,258
千葉県	八千代市	188,381
千葉県	浦安市	160,337
東京都	八王子市	551,216
東京都	立川市	174,345
東京都	三鷹市	176,820
東京都	府中市	245,438
東京都	調布市	217,081
東京都	町田市	417,919
東京都	小平市	179,120
東京都	日野市	174,572
東京都	東村山市	150,450
東京都	西東京市	191,614
神奈川県	鎌倉市	177,161
神奈川県	藤沢市	404,808
神奈川県	秦野市	161,986
京都府	宇治市	190,091
大阪府	和泉市	184,174
兵庫県	伊丹市	196,572
兵庫県	川西市	160,122
山口県	宇部市	172,634
沖縄県	那覇市	315,452

平成22年度 30団体



千葉県浦安市

人口：164,040人(含 外国人登録)
[男81,944人 女82,096人]
世帯数：72,714世帯
面積：16.98km²

浦安市からのメッセージ

浦安市は、浦安の明日を担う子どもたちが、「このまちで育て良かった」、子育て真っ最中の親たちが「このまちで、育ててよかった」、高齢者や障がい者が、「福祉を求めて出て行かなくても良い」と、心から思えるまちづくりを目指しています。

浦安市
<http://www.city.urayasu.lg.jp/>

市長 松崎 秀樹

1950年生まれ。74年明治大学卒業。91年千葉県議会議員を経て98年浦安市長に就任。現在4期目。2006年明治大学大学院ガバナンス研究科ガバナンス専攻修士課程修了。

「新地方公会計制度が果たす役割」

浦安市では、新地方公会計制度の導入を、これまでの企業会計的手法の取り組みの延長線上に積極的に位置づけてきました。従来から作成してきた3つの財務諸表が、新地方公会計制度では4つの財務諸表となりましたが、基準モデルに基づく財務書類作成の基礎は、すでに浦安市が行ってきた企業会計的手法により確立されていたものです。

新地方公会計制度は、資産・債務改革を主導するものであるとされています。現行の公会計制度では、単年度の現金の流れだけを見るだけで、自治体の財政状況を正確に把握できません。また、借金を短期の借入金で

埋め合わせた場合にも新たな借金の状況が把握できず、最悪の場合、財政が破綻するまで表面化しないという結果にもなってしまいます。

私たちは、基準モデルによる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書といった財務書類の開示と併せ、従来から年次財政報告書により開示してきた経営指標や資産・負債の状況、またセグメント別情報などをさらに整備・充実させることが、財政健全化への羅針盤になるものであると確信しています。

<http://www.city.urayasu.lg.jp/>
([市長への手紙]メールフォームから)

平成21年度浦安市決算公告

平成22年12月28日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号



浦安市

市長 松崎 秀樹

普通会計行政コスト 計算書の要旨

普通会計行政コスト 計算書の要旨

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

連結貸借対照表の要旨 (平成22年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産	765,610	1. 固定負債	51,550
(1) 事業用資産	220,029	(1) 普通会計債	21,807
① 土地	126,483	(2) 公営事業債	12,474
② 建物	83,216	(3) 地方三公社長期借入金	820
③ 工作物	3,566	(4) 退職手当等引当金	12,187
④ 機械器具	1,132	(5) その他	4,262
⑤ 物品	1,784		
⑥ 建設仮勘定	2,510	2. 流動負債	6,767
⑦ その他	1,338	(1) 翌年度償還予定市債等	4,446
(2) インフラ資産	545,581	(2) 賞与引当金	676
① 公共用財産用地	467,198	(3) その他	1,645
② 公共用財産施設	46,797		
③ その他公共用財産	31,111	負債合計	58,317
④ 公共用財産建設仮勘定	475	純資産の部	
2. 投資等	35,928	純資産合計	755,591
(1) 投資及び出資金	2,625	負債及び純資産合計	813,908
(2) 貸付金	530		
(3) 基金等	32,773		
3. 流動資産	12,370		
(1) 資金	7,584		
(2) 未収金	4,783		
(3) その他	3		
資産合計	813,908		

※1. 物件の購入等に係る支出予定額 9,024百万円

普通会計貸借対照表の要旨 (平成22年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産	717,461	1. 固定負債	37,671
(1) 事業用資産	209,949	(1) 市債	21,807
(2) インフラ資産	507,512	(2) 退職手当引当金	11,602
2. 投資等	35,190	(3) その他	4,262
(1) 投資及び出資金	2,636	2. 流動負債	5,505
(2) 貸付金	530	(1) 翌年度償還予定市債	3,583
(3) 基金等	32,024	(2) 賞与引当金	630
3. 流動資産	9,065	(3) その他	1,292
(1) 資金	6,005	負債合計	43,176
(2) 市税等未収金	3,060	純資産の部	
資産合計	761,716	1. 財源	22,058
		2. 資産形成充当財源	54,168
		3. その他の純資産	642,314
		純資産合計	718,540
		負債及び純資産合計	761,716

※1. 物件の購入等に係る支出予定額 9,024百万円

※2. 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為限度額 6,000百万円

(注1) 以下の点を除き、連結貸借対照表、普通会計貸借対照表、普通会計行政コスト計算書、普通会計純資産変動計算書及び普通会計資金収支計算書については、基準モデルを参考に作成しました。

① 公共資産は、原則として再調達価額を基礎として計上しています。

② 連結貸借対照表には、千葉県市町村総合事務組合及び千葉県自治センターを含めていません。

(注2) 普通会計資金収支計算書における資金の範囲は、歳計現金及び歳計外現金としています。

経常費用	
人件費	14,068
退職手当引当金繰入等	447
物件費	2,929
維持補修費	636
委託費	10,281
減価償却費	4,372
補助金等	5,649
他会計への支出	3,938
社会保障給付	5,459
支払利息	733
その他	1,985
経常費用合計	50,497
経常収益	
業務収益	2,510
業務関連収益	1,369
経常収益合計	3,879
(差引)純経常行政コスト	46,618

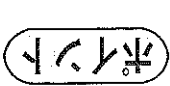
普通会計純資産変動 計算書の要旨

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

期首純資産残高	
1. 財源変動	6,403
(1) 財源の使途	△55,510
経常行政コスト	△46,618
公共資産	△3,425
投資等	△1,323
その他	△4,144
(2) 財源の調達	61,913
市税	42,235
経常補助金	5,891
建設補助金	633
その他	13,154
2. 資産形成充当財源変動	△3,580
(1) 公共資産変動額	△1,174
公共資産減少額	△12,736
公共資産増加額	11,562
(2) 投資等変動額	△2,406
3. その他の純資産変動	△57
純資産増加額	2,766
期末純資産残高	718,540

1. 経常的収支区分	
人件費	14,072
物件費	2,929
維持補修費	636
委託費	10,281
他会計への支出	3,938
補助金等	5,649
社会保障給付	5,459
その他支出	1,920
支出合計	44,884
市税	42,045
国庫補助金等	6,524
業務収益	2,733
業務関連収益	1,384
その他収入	43
収入合計	52,729
経常的収支①	7,845
2. 資本的収支区分	
公共資産形成支出	8,711
長期金融資産形成支出	973
その他支出	350
支出合計	10,034
公共資産売却収入	9
長期金融資産償還収入	3,275
その他収入	350
収入合計	3,634
資本的収支②	△6,400
基礎的財政収支①+②	1,445
3. 財務的収支区分	
支払利息	733
市債償還額	4,111
歳計外現金支出額	15,288
支出合計	20,132
市債発行額	2,793
歳計外現金収入額	15,053
収入合計	17,846
財務的収支③	△2,286
当期資金収支額①+②+③	△841
期首資金残高	6,846
期末資金残高	6,005



浦安

シビック

センター

コンプレックス

環境

整備

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業

推進

事業